

# 在宅の要介護認定者・要支援認定者を対象とした

## 「一般タクシー助成事業」を新たに実施します。

(R3.10.1～)

### 1 事業概要

移動が困難な要介護認定者及び要支援認定者の外出を支援・促進し、在宅生活の充実を図るため、市が一般タクシーの利用料金の一部を助成します。

事業開始日は、令和3年10月1日です。

### 2 対象者

在宅の要介護認定者及び要支援認定者で65歳以上の方

※ ただし、以下の方は対象となりません。

- ・ 障害者福祉タクシーの対象となる方
- ・ 障害者福祉タクシー助成又は高齢者タクシー助成（車いす・ストレッチャー専用）を受けている方
- ・ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等へ入所・入居している方

### 3 助成内容

500円分のタクシー料金助成利用券を、年最大36枚交付します。

※ 交付枚数は、申請月に応じて異なります。紛失時の再発行はできません。

### 4 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口で申請してください。助成利用券を交付します。

なお、事業を新たに実施するにあたっては、事業開始日前に、1か月間程度の事前受付期間を設けますので、対象となる方で利用券が必要な場合は、当該期間に申請をしてください。

### 5 利用方法

タクシーに乗車の際、介護保険被保険者証を提示するとともに、助成利用券をタクシー乗務員に渡してください。

なお、1乗車で利用できる利用券は1枚のみです。

<問い合わせ先 安城市役所高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223>